

今治市民の方へ 妊娠前検査（不妊検査）等費用助成のお知らせ

愛媛県のえひめ人口減少対策総合交付金を活用し、県と今治市の連携事業として、不妊を心配する夫婦が共に不妊検査を受けた場合にその費用の一部を助成しています。

○ 対象となる検査

医師が不妊症の診断のために必要と認める検査（保険適用の内外は不問。）で、夫婦のいずれか早い方の検査開始日から1年以内のものであって、他の助成を受けていない検査費用

○ 対象者 ※以下のすべてに該当する方を対象とします

- ① 申請時において、夫婦（事実婚を含む）のいずれかが今治市内に1年以上継続して住所を有していること。
- ② 申請日において、夫婦いずれにも市税の滞納がないこと。
- ③ 夫婦両方の検査開始日が令和5年4月1日以降であり、検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること。
- ④ 令和5年4月1日より前に不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を受けたことがないこと。
- ⑤ 原則、夫婦双方が受診していること。

○ 助成額・回数等

対象となる検査費用のうち、助成対象者が医療機関に支払った額について、上限3万円を限度として1組の夫婦につき1回に限り支給します。

※食事療養標準負担額、文書料、個室料、その他不妊検査に直接関係のない費用は除く。

○ 申請の期間

検査が終了した日の属する年度内。

（3月中に検査した場合は、当該年の3月末日まで受付可）

※年度内に申請できない場合は、必ず事前にご相談ください。原則、年度内の申請ができない場合（事前連絡がない場合を含む）は、受付及び助成ができませんので、ご注意ください。

○ 申請に必要なもの

- ① 今治市妊娠前検査（不妊検査）等費用助成事業申請書兼請求書
- ② 今治市妊娠前検査（不妊検査）等費用助成事業受診証明書
- ③ 検査を実施した医療機関が発行する領収書
- ④ 事実婚による婚姻関係にある場合は、事実婚関係に関する申立書
- ⑤ 住所地が異なる夫婦の場合は、戸籍謄本
- ⑥ 申請者名義の通帳（振込先が確認できるもの）

※事実婚や夫婦別居の場合は別途書類の提出が必要なことがありますので、事前にお問い合わせください。

※医療機関における作成に係る文書料は自己負担となります。



<申請窓口・問合せ先>

〒794-8511

愛媛県今治市別宮町1丁目4-1

ネウボラ政策課 今治市役所 5階 電話 (0898) 36-1553

又は 各支所住民サービス課